

ービス・短期入所（ショートステイ）・重度障害者等包括支援・共同生活介護（ケアホーム）・施設入所支援

◆訓練等給付

身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行います。

自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助（グループホーム）

※サービスを利用した場合には、原則としてサービス費用の1割を利用者が負担します。（収入の低い方については、軽減措置があります）

補装具の仕組みが 変わります

事前の申請により必要と認められると、補装具の購入費または修理費が支給されます。これまでは世帯の所得に応じた利用者負担額となっていました。これからの利用者負担額は原則として補装具購入（修理）価格の1割となります。ただし、世帯の課税状況等により、【表1】の通り、一定の上限額が設定されます。

【表1】補装具支給の利用者負担上限額

区分	対象者	自己負担の上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	自己負担なし
低所得Ⅰ	市民税非課税世帯で、障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得Ⅱ	市民税非課税世帯で、「低所得Ⅰ」に該当しない人	24,600円
一般	市民税課税世帯*	37,200円

*障がい者本人または同一世帯員のうち、市民税所得割課税額の最多納税者の納税額が50万円以上の方がいる場合には、補装具費の支給対象外となります。

●対象となる補装具

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ等があります。

※また【表2】の通り、補装具および日常生活用具の見直しが行われています。日常生活用具は地域生活支援事業により支給されることとなります。地域生活支援事業については、来月号でお知らせします。

【表2】補装具および日常生活用具の種目の見直し

補装具		日常生活用具	
歩行補助杖 (1本杖のみ)	日常生活用具 へ移行	重度障害者用 意思伝達装置	補装具へ 移行
ストマ用装具 (紙おむつ)			
収尿器			
点字器		・浴槽 (湯沸かし器) ・パソコン	廃止
人工喉頭			
頭部保護帽			
色めがね	廃止		

問い合わせ

国東市福祉事務所福祉係
☎0978 725164

国見総合支所地域市民健康課福祉係
☎0978 21112

武蔵総合支所地域市民健康課福祉係
☎0978 681112

安岐総合支所地域市民健康課福祉係
☎0978 671114